

群馬県農業改良資金償還事務取扱要領

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）附則第2条の規定に基づき、県が貸付けを行った農業改良資金の適正な管理をはかるため、その償還等の事務手続きについては、この要領の定めるところによる。

第1 定義

この要領における用語は、次のとおりとする。

- (1) 農業改良資金 法第2条に規定する資金であって、法附則第2条に基づき、県が貸付けを行ったものをいう。
- (2) 借受者 法附則第2条の規定に基づき、県から農業改良資金の貸付けを受けた者をいう。
- (3) 融資機関 借受者に対して農業改良資金の貸付けの業務を行った融資機関であって、次の各号に掲げるものをいう。
 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（以下、「農協」という。）
 銀行
 信用金庫
 信用協同組合
 農林中央金庫
- (4) 収納代理金融機関 県の公金の収納事務を行う金融機関をいう。
- (5) 直貸 法附則第2条第1項に規定により、県が農業者等に農業改良資金を貸付けることをいう。
- (6) 転貸 法附則第2条第2項の規定により、農業者等に農業改良資金の貸付業務を行う融資機関に対して、県が農業改良資金を貸付けることをいう。

第2 借受者等に関する変更

1 直貸方式の場合

借受者は、本人の住所、氏名等に関し、変更を生じた場合は、次により所要の申請書又は届1部を農協に提出し、当該農協はこれを県主務課に送付する。

2 転貸方式の場合

借受者は、本人の住所、氏名等に関し、変更が生じた場合は、次により所要の届1部を融資機関に提出するものとし、上記届の提出を受けた融資機関は、その写しを県主務課に送付する。

区 分	書 類 名	届出義務者
新たに保証人を追加する場合 保証人を変更しようとする場合	追加 連帯保証人変更承認申請書 (別記様式第1号)	借受者本人
借受者の住所又は氏名の変更 保証人の住所又は氏名の変更 団体(法人)代表者の交替 団体(法人)の名称変更 団体(法人)の主たる事務所の所在地の変更	借受者 連帯保証人 住所、氏名等変更届 (別記様式第2号)	同上
借受者が死亡した場合	借受者死亡届 (別記様式第3号)	同居の親族 又は保証人

第3 償還の手続き等

1 約定償還

(1) 納付の方法

償還金及び違約金の納付は、県主務課が発行する納入通知書によって行う。納入の債務履行の日は、当該償還金が収納代理金融機関等に納付された日である。

なお、納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たる場合、その日後において、その日に最も近い融資機関の営業日を納付期限とみなす。

(2) 納付通知書等の送付

県主務課は、原則として納入通知書に記載する納付期限の20日前までに調定を行い、納入通知書を納入に送付する。

2 繰上償還

(1) 繰上償還事由

次のような事由が発生した場合、借受者は、約定償還日の到来前に貸付金の全部、又は一部を償還するものとする。

実施事業量が計画よりも減少その他の事由により、借り受けた農業改良資金に余剰が生じた場合

他の融資等の利用に切り替えた場合

なお、借受者が収入の増大により、約定償還期日前に償還できる場合は、その自発的意志によって期限の利益を放棄し、約定償還日の到来前に貸付金の全部、又は一部を償還することができるものとする。

(2) 直貸方式の場合の手続き

借受者は、借り受けた農業改良資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、農協に繰上償還届（別記様式第4号）を提出するものとする。

当該農協は、借受者から繰上げ償還届を受け取ったときは、これを県主務課に送付する。

(3) 転貸方式の場合の手続き

借受者は、借り受けた農業改良資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、融資機関に繰上償還届（別記様式第4号）を提出するものとする。

融資機関は、借受者から繰上償還を受けたときは、速やかに、県主務課に対し県貸付金繰上償還通知書（別記様式第5号）を提出し、県貸付金の繰上償還を行うものとする。

3 一時償還

(1) 一時償還の該当事由

県主務課（直貸方式の場合）若しくは融資機関（転貸方式の場合）は、借受者が次のいずれかの事由に該当すると認めるときは、その一方的請求により借受者の有する期限の利益を剥奪し、約定償還期日の到来前に貸付金の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

また、転貸方式の場合、融資機関は、一時償還により償還金を受領した場合には、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとする。

貸付金をその目的以外の目的に使用した場合

正当な理由なく貸付金を長期に使用しない場合

虚偽の申請又は報告等をした場合

故意に融資機関に対する報告等を怠った場合

償還金の支払いを怠った場合

正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき

事業を中止若しくは廃止し、又はこの資金で設置した施設等を譲渡、交換若しくは貸与し又はその運営を他人に委託した場合

その他融資機関が貸付債権保全上著しく支障があると認めた場合

(2) 直貸方式の場合

県主務課は、借受者が(1)のいずれかに該当したと認めるときは、借受者に対して貸付金の返還を請求する。

(3) 転貸方式の場合

融資機関は、借受者が(1)のいずれかに該当したと認めるときは、借受者に対して貸付金の返還を請求する。

融資機関は、借受者から一時償還により償還金を受領した場合には、速やかに県貸付金の繰上償還を行うものとする。

県主務課は、融資機関が次のいずれかの事由に該当すると認めるときは、その一方的請求により融資機関の有する期限の利益を剥奪し、約定償還期日の到来前に県貸付金の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

ア 県貸付金をその目的以外の目的に使用した場合

- イ 虚偽の申請又は報告等をした場合
- ウ 故意に県主務課に対する報告等を怠った場合
- エ 県貸付金償還金の支払を怠った場合（ただし、借受者による償還が償還期日までに行われないことを理由として、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）
- オ その他県主務課が貸付債権保全上著しく支障があると認めた場合

4 違約金

(1) 直貸方式の場合

県主務課は、借受者が支払期日に償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、支払期日の翌日から支払当日までの日数につき、年12.25%の違約金を徴収するものとする。

償還金の支払期日を過ぎて支払猶予しないことに決定したときも同様とする。

(2) 転貸方式の場合

融資機関は、借受者が支払期日に償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、支払期日の翌日から支払当日までの日数につき、年12.25%の違約金を徴収するものとする。

償還金の支払期日を過ぎて支払猶予しないことに決定したときも同様とする。

融資機関は、借受者が第3の3の(1)に規定する から までのいずれかに該当したこと（故意の場合に限る）を理由として一時償還の請求をする場合、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の金額につき年12.25%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合には、徴収した金額につき、速やかに県に納付するものとする。ただし、融資機関が、県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合には、借受者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を県に納付する必要はない。

県主務課は、融資機関が支払期日に償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、指定期日の翌日から納付された日までの日数につき、年12.25%の違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に関し、借受者による償還金が支払期日までに行われなかった場合には、融資機関が支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による支払当日までの日数を、上記期日から控除することができるものとする。

5 償還金の収納手続き等

(1) 県が発行する納入通知書及び納付書（以下「納入通知書等」という。）の場合

農協は、借受者から県が発行する納入通知書等により償還金を収納したときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「財務規則」という。）第141項第2項の規定により、領収証書を借受者に交付するものとする。

(2) 前項以外の場合

農協は、借受者から県が発行する納入通知書等によらず償還金を現金で収納したときは、領収証書（別記様式第17号）を作成し、借受者に対して交付した上で、現金払込伝票（財務規則別記様式第47号若しくは別記様式第49号）により収納代理金融機関等に払い込まなければならない。

6 借用証書等の返還

(1) 直貸方式の場合

県主務課は、借受者が貸付金の償還（違約金を含む。）が完了したときは、農協を経由して借用証書等を借受者に返還する。

(2) 転貸方式の場合

融資機関は、借受者が貸付金の償還（違約金を含む。）が完了したときは、借用証書等を借受者に返還する。

県主務課は、融資機関が県貸付金の償還（違約金を含む。）が完了したときは、借用証書等を融資機関に返還する。

第4 支払猶予

1 支払猶予の該当要件

支払猶予は、次の(1)に規定する理由に起因して、(2)の認定基準により償還が著しく困難であると認定された場合に限り行う。

- (1) 支払猶予は、次に掲げる理由があること。
天災、暴風雨、豪雨、長雨、降ひょう、降雪、冷害、干害、地震等
その他の災害、火災、盗難等（失業、事業の失敗などは該当しない。）
借受者（団体の場合は、その受益構成員）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷
- (2) 償還が著しく困難であるとの認定基準
天災の場合は、二つの基準に同時に該当すること。
ア 当該天災による農作物、畜産物又は繭の減収量が、平年の3割以上であること。
イ 当該減収による損失額が平年の農業総収入額の1割以上であること。
その他の理由の場合は、具体的事例について個々に認定する。

2 支払猶予の条件

- (1) 猶予期間
猶予すべき理由が発生した時点以後に償還期日の到来する当該年度の償還金の全部又は一部につき、原則として1年以内の期間を猶予する。
- (2) 延滞中の償還金の取扱い
猶予すべき理由の発生した時点以前に償還期日の到来した償還金で延滞中のものについては原則として猶予しないものとする。
- (3) 猶予する額
償還が困難と認められた最少限度の額とする。
団体又は共同で借り受けた場合は、その受益者又は共同受益者個々の実情によって判断する。
- (4) 貸付条件の変更
年度を超える支払猶予を受けた場合は、当該借受者にかかる均等年賦償還の貸付条件は変更されるものとする。

3 申請書類

- (1) 支払猶予申請書（別記様式第6号）
- (2) 県貸付金支払猶予申請書（別記様式第7号）
- (3) 支払猶予申請理由書（別記様式第6号別紙）
- (4) 申請理由ごとに次表に掲げる証明書（申請者が団体又は共同の場合、猶予を受けようとする受益者は連帯債務者個々にかかる証明書）

申請理由	証明書	証明者
暴風雨、豪雨、長雨、降ひょう、降雪、冷害、干害、その他の天災及び火災	被害（火災）証明書	市町村長
盗難	盗難届出証明書	警察署長
借受者（その者が団体である場合には、各受益構成員）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷	診断書（疾病又は負傷の場合は、全治までの見込日数を明記したもの。）又は死体検索書	医師

4 直貸方式の場合の手続き

- (1) 借受者は、償還金の支払いの猶予を受けようとするときは、約定償還日の50日前に、支払猶予申請書（別記様式第6号）（支払猶予理由書（別記様式第6号別紙）を含む。）を3部作成し、うち1部を本人控えとし、正本、副本及び証明書1部を農協に提出するものとする。なお、借受者が死亡したことによって猶予申請をしようとする場合は、借受者死亡届（別

記様式第3号)を同時に提出する。

- (2) 当該農協は、借受者から申請書類を受け取ったときは、副本1部を控えとして保管するとともに、約定償還日の35日前までに、正本及び証明書類(借受者が死亡した場合は借受者死亡届を含む。)を農業事務所に提出する。
- (3) 農業事務所は、農協から申請書類を受け取ったときは、次の点に留意のうえ支払猶予理由書に農業事務所長の意見を記入し、正本及び証明書類(借受者が死亡した場合は借受者死亡届を含む。)とともに、約定償還日の30日前までに県主務課に提出する。
災害等の影響により、償還が著しく困難であると認められるかどうか。
営農に係る営々改善及び今後の償還の見通しはどうか。
災害等と農作物被害との因果関係はどうか。
- (4) 県主務課は、農業事務所から申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、支払を猶予することが適当であると認めたときは、支払猶予の決定を行う。この場合、借受者に対して支払猶予決定通知書(別記様式第8号)を信連及び農協を経由して交付する。
- (5) 県主務課は、支払猶予をしない旨の決定をしたときは、借受者に対して支払猶予不承諾通知書(別記様式第10号)を交付する。

5 転貸方式の場合の手続き

- (1) 借受者は、償還金の支払いの猶予を受けようとするときは、約定償還日の30日前に、支払猶予申請書(別記様式第6号)(支払猶予理由書(別記様式第6号別紙)を含む。)に申請理由ごとに次表に掲げる証明書(申請者が団体又は共同の場合は、猶予を受けようとする受益者は連帯債務者個々にかかる証明書)を添付して融資機関に提出しなければならない。
なお、支払猶予申請理由書(別記様式第6号別紙)の農業事務所意見欄については、申請書提出前にあらかじめ農業事務所長から意見を記入しておいてもらうこと。また、借受者が死亡したことによって猶予申請をしようとする場合は、借受者死亡届(別記様式第3号)を同時に提出する。
- (2) 農業事務所は、(1)の意見を作成するにあたっては次の点に留意するものとする。
災害等の影響により、償還が著しく困難であると認められるか。
営農に係る経営改善及び今後の償還の見通しはどうか。
災害等と農作物被害との因果関係はどうか。
- (3) 融資機関は、借受者から申請書類の提出を受けたときは、速やかに県主務課に対し、県貸付金支払猶予申請書(別記様式第7号)に借受者からの申請書類の写しを添えて提出する。
- (4) 県主務課は、融資機関から申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、支払を猶予することが適当であると認めたときは、支払猶予の決定を行う。この場合、融資機関に対して、県貸付金支払猶予決定通知書(別記様式第9号)を交付する。
- (5) 融資機関は、県主務課から県貸付金支払猶予決定通知書(別記様式第9号)を受領したときは、支払猶予決定通知書(別記様式第8号)を借受者に通知する。
- (6) 県主務課は、支払猶予をしない旨の決定をしたときは、融資機関に対して県貸付金支払猶予不承諾通知書(別記様式第11号)を交付する。この場合、融資機関は、借受者に対して支払猶予不承諾通知書(別記様式第10号)を交付する。

第5 償還方法の変更

1 直貸方式の場合の手続き

- (1) 借受者は、償還方法の変更(繰上償還、一時償還及び支払猶予を除く。)をしようとするときは、農協に償還方法変更申請書(別記様式第12号)を提出する。
- (2) 当該農協は、借受者から上記申請書を受け取ったときは、これを県主務課に送付する。
- (3) 県主務課は、償還方法の変更を認めたときは、償還方法変更承認通知書(別記様式第13号)を借受者に交付する。

2 転貸方式の場合の手続き

- (1) 借受者は、償還方法の変更(繰上償還、一時償還及び支払猶予を除く。)をしようとするときは、融資機関に償還方法変更申請書(別記様式第12号)を提出する。
- (2) 融資機関は、借受者から上記申請書の提出を受けたときは、速やかに、県主務課に対し県貸付金償還方法変更申請書(別記様式第14号)を提出する。
- (3) 県主務課は、償還方法の変更を認めたときは、県貸付金償還方法変更承認通知書(別記様

式第15号)を融資機関に交付する。

- (4) 融資機関は、県主務課から上記通知書を受領したときは、償還方法変更承認通知書(別記様式第13号)を借受者に交付する。

第6 資金管理

1 県の資金管理

(1) 特別会計の勘定区分及び経理

群馬県農業改良資金特別会計(昭和31年9月28日設置議決)の勘定区分は、予算科目とは別に次のとおりとし、その経理は、県主務課において行う。

勘定区分	歳入	歳出
貸付勘定	前年度繰越金 一般会計からの繰入金 償還金 業務勘定からの繰入金	一般会計への繰出金 国庫納付金
業務勘定	前年度繰越金 一般会計からの繰入金 預金利子、違約金 雑入	管理指導費 事務委託費 貸付勘定への繰出金

(2) 資金管理関係

県主務課は、次の内容について整理するものとする。

整理すべき内容	
【資金管理関係】	ア 勘定別預金の増減及び預金残高 イ 償還の状況並びに貸付残高及び件数 ウ 資金造成金額 エ 当年度の業務勘定にかかる収入及び支出の状況
【償還・違約金関係】	調定、収入及び未収入の状況

2 農協の資金管理

農協は、毎月の償還金の受入状況を把握し、償還金の受入れがあったその翌月の10日までに「償還金受入状況報告書」(別記様式第16号)を県主務課に提出する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

農業改良資金連帯保証人追加承認申請書
変更

年 月 日

あて

申請者 住 所

氏 名

印

貸付決定番号	年度()第 号
--------	----------

追加
次のとおり連帯保証人を したいので承認してください。
変更

区 分	住 所	氏 名	保 証 限 度 額
新(追加) 保 証 人			千円
旧保証人			
理 由			

(注) あて先は、直貸の場合は群馬県知事、転貸の場合は融資機関代表者

借 受 者
農業改良資金 **住所、氏名等変更届**
連帯保証人

年 月 日

あて

届出人 住 所

氏 名 印

貸付決定番号	年度()第 号
--------	----------

次のとおり変更しました。

変 更 事 項	1 個人借受者の住所	7 団体の代表者の住所	
	2 個人借受者の氏名	8 団体の代表者の氏名	
	3 共同借受者の住所	9 団体の代表者の交代	
	4 共同借受者の氏名	10 連帯保証人の住所	
	5 団体の主たる事務所の所在地	11 連帯保証人の氏名	
	6 団体の名称		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
理 由			

- (注) 1 「変更事項」欄は、該当する事項の番号を丸で囲むこと。
2 団体の代表者が交代した場合は、新代表者が届出人になること。
3 共同借受者に関する変更の場合は、その筆頭者が届出人になること。
4 共同借受者に関する変更の場合は、住所だけの変更であっても当該共同借受者の氏名を併せて記載すること。
5 あて先は、直貸の場合は群馬県知事、転貸の場合は融資機関代表者

農業改良資金借受者死亡届

年 月 日

あて

届出人 住 所

氏 名 印

死亡者との関係 ()

次のとおり農業改良資金の借受者が死亡しました。

死亡者	氏 名	(歳)		
	住 所			
死亡年月日	年 月 日	死亡原因		
資金の種類				
貸付決定番号	年度 () 第 号	借受残高	千円	

- (注) 1 死亡者が共同借受者である場合は、当該共同借受けの筆頭者が届け出るものとし、筆頭者が死亡したときは、他の共同借受者が届出人になること。
- 2 あて先は、直貸の場合は群馬県知事、転貸の場合は融資機関代表者とする

農業改良資金繰上償還届

年 月 日

あて

届出人 住 所

氏 名

印

次のとおり繰上償還をします。

資金の種類	(種目:)					
繰上償還額			貸付決定番号	年度()第 号		
繰上償還額の充当方法	約定支払期日	約定償還額	左のうち 支払済額	今回繰上 償還額充当	繰上償還後 償還額	
	年 月 日	千円	千円	千円	千円	
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		計				
理 由						

- (注) 1 共同借受者が繰上償還をする場合は、当該共同仮受けの筆頭者が届出人になること。
 2 この届を提出する前に償還金の支払猶予を受けたことがある場合は、その支払猶予によって変更された支払期日及び金額を約定支払期日欄及び約定償還額欄に記入すること。
 3 あて先は、直貸の場合は群馬県知事、転貸の場合は融資機関代表者とする。

農業改良資金県貸付金繰上償還通知書

番 号
年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

名 称 融資機関

氏 名 印

次のとおり繰上償還をします。

繰上償還額		貸付決定番号		年度()第 号	
繰上償還額の 充 当 方 法	約定支払期日	約定償還額	左のうち 支払済額	今回繰上 償還額充当	繰上償還後 償還額
	年 月 日	千円	千円	千円	千円
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	計				
理 由					

(注) 借受者から提出のあった繰上償還届の写しを添付すること。

農業改良資金支払猶予申請書

年 月 日

あて

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で農業改良資金を借り受けましたが、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

資 金 の 種 類		
借 受 者 の 氏 名 又 は 名 称		
借 受 金 額		
当 初 の 償 還 方 法	支 払 期 日	金 額
	第 1 回	年 月 日 千円
	第 2 回	年 月 日 千円
	第 3 回	年 月 日 千円
	第 4 回	年 月 日 千円
	第 5 回	年 月 日 千円
	第 6 回	年 月 日 千円
	第 7 回	年 月 日 千円
	第 8 回	年 月 日 千円
	第 9 回	年 月 日 千円
	第 10 回	年 月 日 千円
	第 11 回	年 月 日 千円
	第 12 回	年 月 日 千円
変 更 後 の 償 還 方 法	支 払 期 日	金 額
	第 1 回	年 月 日 千円
	第 2 回	年 月 日 千円
	第 3 回	年 月 日 千円
	第 4 回	年 月 日 千円
	第 5 回	年 月 日 千円
	第 6 回	年 月 日 千円
	第 7 回	年 月 日 千円
	第 8 回	年 月 日 千円
	第 9 回	年 月 日 千円
	第 10 回	年 月 日 千円
	第 11 回	年 月 日 千円
	第 12 回	年 月 日 千円

(注) 1 添付書類

- (1) 支払猶予申請理由書
- (2) 群馬県農業改良資金償還事務取扱要領第4の3(4)に定める証明書
- 2 申請者が団体の場合は、申請者の「住所」欄には、代表者の住所を記入して、団体の主たる事務所の所在地を括弧書きし、「氏名」欄には、団体の名称及び代表者職氏名を記入すること。
- 3 あて先は、直貸の場合は群馬県知事、転貸の場合は融資機関代表者とする。

支払猶予申請理由書

1 災害等の種類

				借受者（受益 構成員）の氏名	
災害等の種類				発 生 年 月 日	年 月 日
物 的 被 害 状 況				償還が著しく困難である実情	
被害を受けた作物、物件の名称	減収量または 被 害 数 量	単 価	被 害 額		
		円	円		
計				支払猶予を受け ようとする金額	円

（注） 死傷病を原因とする場合は、「償還が著しく困難である実情」の欄に当該死傷病者と借受者（受益構成員）との続柄、死傷病名、療養期間、医療費、当該死傷病者が経営に及ぼす影響等を記入すること。

2 自家経営の概況

資産の概況	土 地					建 物				家畜・畜舎				機械・設備等		
	宅地	水田	畑	桑園	果樹園	居宅	農舎	畜舎		乳牛	肉用牛	豚	鶏			
	坪	a	a	a	a	延坪	棟坪	棟坪		頭	頭	頭	羽			
農畜産物の 平年粗収入	種 類	経営規模	単位収量	平年収量	単 価	平 粗 収	年 入	人 数								
			反当 kg	kg	円	円		家 族 状 況	農業従事者 構成員（現員をマルで囲む。） 父、母、本人、本人の配偶者 子（ 人）、弟妹（ 人）、祖父 祖母、その他（ 人）							
									農外粗収入			円				
	計								年間粗収入 +			円				

3 農業事務所の意見

農業事務所長

印

（注） 支払猶予申請者が団体又は共同の場合は、償還が著しく困難な受益構成員又は共同借受者ごとの理由書を作成して支払猶予申請書に添付する。

農業改良資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

名 称 融資機関

代表者 印

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で農業改良資金県貸付金を借り受けましたが、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

借 受 金 額		
	支 払 期 日	金 額
当初の償還方法	第 1 回 年 月 日	千円
	第 2 回 年 月 日	千円
	第 3 回 年 月 日	千円
	第 4 回 年 月 日	千円
	第 5 回 年 月 日	千円
	第 6 回 年 月 日	千円
	第 7 回 年 月 日	千円
	第 8 回 年 月 日	千円
	第 9 回 年 月 日	千円
	第 10 回 年 月 日	千円
	第 11 回 年 月 日	千円
	第 12 回 年 月 日	千円
変更後の償還方法	第 1 回 年 月 日	千円
	第 2 回 年 月 日	千円
	第 3 回 年 月 日	千円
	第 4 回 年 月 日	千円
	第 5 回 年 月 日	千円
	第 6 回 年 月 日	千円
	第 7 回 年 月 日	千円
	第 8 回 年 月 日	千円
	第 9 回 年 月 日	千円
	第 10 回 年 月 日	千円
	第 11 回 年 月 日	千円
	第 12 回 年 月 日	千円

（注） 借受者から提出のあった支払猶予申請書及び添付書類の写しを添付すること。

農業改良資金支払猶予決定通知書

年 月 日

様

印

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の農業改良資金については、下記のとおり支払の猶予を決定したので通知します。

記

資金の種類			
借受者の氏名 又は名称			
借受金額			
当初の償還方法	支 払 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
変更後の償還方法	支 払 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円

（注） 発信者名は、直貸の場合は群馬県知事名、転貸の場合は融資機関代表者氏名とする。

農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書

年 月 日

融資機関の代表者 あて

群馬県知事

印

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の農業改良資金県貸付金については、下記のとおり支払の猶予を決定したので通知します。

記

借 受 金 額		
当初の償還方法	支 払 期 日	金 額
	第 1 回	年 月 日 千円
	第 2 回	年 月 日 千円
	第 3 回	年 月 日 千円
	第 4 回	年 月 日 千円
	第 5 回	年 月 日 千円
	第 6 回	年 月 日 千円
	第 7 回	年 月 日 千円
	第 8 回	年 月 日 千円
	第 9 回	年 月 日 千円
	第 10 回	年 月 日 千円
	第 11 回	年 月 日 千円
	第 12 回	年 月 日 千円
変更後の償還方法	支 払 期 日	金 額
	第 1 回	年 月 日 千円
	第 2 回	年 月 日 千円
	第 3 回	年 月 日 千円
	第 4 回	年 月 日 千円
	第 5 回	年 月 日 千円
	第 6 回	年 月 日 千円
	第 7 回	年 月 日 千円
	第 8 回	年 月 日 千円
	第 9 回	年 月 日 千円
	第 10 回	年 月 日 千円
	第 11 回	年 月 日 千円
	第 12 回	年 月 日 千円

農業改良資金支払猶予不承諾通知書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった農業改良資金の支払の猶予は、次の理由によってこれを猶予しないことに決定しました。

<理由>

(注) 発信者名は、直貸の場合は群馬県知事名、転貸の場合は融資機関代表者氏名とする。

農業改良資金県貸付金支払猶予不承諾通知書

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあった農業改良資金県貸付金の支払の猶予は、次の理由によってこれを猶予しないことに決定しました。

<理 由>

農業改良資金償還方法変更申請書

融資機関の代表者 あて

債務者 住所
氏名 _____ 印

連帯債務者 住所
氏名 _____ 印

(連帯保証人) 住所
氏名 _____ 印

さきに貸付決定を受けた下記の農業改良資金について償還方法の変更をしたので申請いたします。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

(変更後)

償還期間	うち据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

償還期間	うち据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

3 変更理由

農業改良資金償還方法変更承認通知書

様

融資機関

代表者

印

年 月 日付けで申請のあった下記の農業改良資金の償還方法の変更の申請については、下記のとおり承認します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間	うち据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

(変更後)

償還期間	うち据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

3 連絡事項

別紙 償還計画

(変更前)

直近の貸付台帳裏面償還計画の写し

の

(変更後)

新たに作成した貸付台帳裏面償還計画

写し

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			
6			

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			
6			

農業改良資金県貸付金償還方法変更申請書

番 号
年 月 日

群馬県知事 へ

名 称 融資機関
代表者 印

年 月 日付けで借用した農業改良資金県貸付金について、下記のとおり償還方法の変更を承認願いたく申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間	うち据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

(変更後)

償還期間	うち据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

変更理由

(別添)

各農業者等から提出のあった農業改良資金償還方法変更申請書の写しを添付

農業改良資金県貸付金償還方法変更承認通知書

番 号
年 月 日

融資機関の代表者 あて

群馬県知事 印

年 月 日付けで貸し付けた農業改良資金県貸付金については、平成 年 月 日付け申請に基づき、下記のとおり、償還方法の変更を承認したので通知します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間	うち据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

(変更後)

償還期間	うち据置期間	償還方法
年	年	
償還期日		
月 日		
月 日		
.		
.		

連絡事項

--

(別添)

新たに作成した各農業者等の貸付台帳の写しを添付

農業改良資金受入状況報告書

年 月 日

群馬県知事 へ

農業協同組合長

次のとおり、受け入れましたので報告します。

【平成 年 月分】

区分	借受者氏名	現金領収日	払込日	納入金額	備考
貸付元金					
	小計			0	
違約金					
	小計			0	
合計				0	

財源
コード

地方
コード

納入通知書
番号 00000

平成 年度歳入 農業改良資金
特別会計

農業経済課
農業改良資金担当

説 明

納入金額	違約金
円	円
合計	円

領 収 証 書
(農 業 改 良 資 金)

(納 入 用)

〒
様

納付目的 農業改良資金償還金として
納入場所 群馬県収納代理金融機関
農協 扱

領収日付印

(注)違約金は納入期限の翌日から納入の日までの日数に
つき年12.25%の割合で計算して納入してください。

財源
コード

地方
コード

納入通知書
番号 00000

平成 年度歳入 農業改良資金
特別会計

農業経済課
農業改良資金担当

説 明

納入金額	違約金
円	円
合計	円

(写)
領 収 証 書
(農 業 改 良 資 金)

(収 納 事 務 受 託 者 用)

〒
様

納付目的 農業改良資金償還金とし
納入場所 群馬県収納代理金融機関
農協 扱

領収日付印

(注)違約金は納入期限の翌日から納入の日までの日数に
つき年12.25%の割合で計算して納入してください。